

A5 賞与は、絶対に支払わなければならないものではありません。

しかし、わが国では、夏と冬には賞与を支給することが慣例化していることもありますので、寸志を渡すといった具合に、何らかの支給があった方が従業員との関係がうまくいくと思います。

[解説]

なお、金額については、従業員一人一人にそれぞれ決めた金額を支給すればよいのですが、全員一律に「基本給の何か月分」と定めると簡便ですし、従業員に説明もつきやすいかと思います。

賞与からは、社会保険料（医師国保は控除する必要はありません）と、源泉所得税を控除する必要があります。社会保険料の控除金額の算定方法は給与の場合と同じですが、源泉所得税については、賞与支給月の前月の課税対象額から税率を求めて、賞与の課税対象額に乗じて計算します。